

○大規模災害に伴う交通規制実施要領の制定について

(平成25年 3 月28日 例規第16号)

[沿革] 令和 5 年 8 月 例規第22号改正

このたび、別記のとおり大規模災害に伴う交通規制実施要領を制定し、平成25年 3 月28日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

なお、災害時における交通管理要領の制定について（平成 8 年11月 例規第40号）については、廃止する。

別記

大規模災害に伴う交通規制実施要領

第 1 趣旨

この要領は、今後の大規模災害発生時の交通対策に万全を期するため、阪神・淡路大震災及び東日本大震災における対応を踏まえ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第76条第 1 項及び奈良県公安委員会事務専決規程（昭和42年 4 月奈良県公安委員会規程第 1 号）の規定に基づく交通規制の実施、災対法第76条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく強制排除措置等について必要な事項を定めるものとする。

第 2 大規模災害発生時に実施する交通対策

1 交通対策

(1) 基本方針

ア 大規模災害発生直後は、人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先する。

イ 災対法第76条第 1 項の規定に基づき指定する道路の区間(以下「緊急交通路」という。)として交通規制を実施する範囲については、復旧状況に応じた道路の交通容量、交通量等に応じて順次縮小する。

ウ 通行を認める車両の範囲については、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ順次拡大する。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両

大規模災害発生時における交通規制を行う場合において、緊急交通路の通行を認める車両は、次に掲げるものとする。

ア 緊急通行車両

災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第32条の 2 に定める車両であって、緊急自動車その他災害応急対策（災

対法第50条第1項に定めるものをいう。)に使用されるもの

イ 規制除外車両

災対法第76条第1項に基づく交通規制の対象から除外する車両であって社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用されるもの及び災害対策に従事する自衛隊、米軍又は外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標を有しているもの

2 交通規制の実施

(1) 基本方針

大規模災害発生時には、被災地域への車両の流入抑制を行うため、被害状況の把握と必要な交通規制を迅速かつ的確に実施するとともに、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

なお、大規模災害発生時における交通規制については、必要以上に長期又は過剰とならないことに留意し、刻々と変化する状況へ臨機応変に対応すること。

(2) 初動対応

ア 交通情報の収集

(ア) 情報収集体制

大規模災害が発生したときは、警備本部（奈良県警察災害警備計画の制定について（平成10年1月例規第1号）第2の2の(1)又は奈良県警察大震災警備計画の制定について（平成10年1月例規第2号）第2の2の(1)の規定に基づき設置するものをいう。）の交通班の長及び警察署長並びに交通部高速道路交通警察隊長（以下「交通班長等」という。）は、災害時の交通情報の収集について、警察職員の派遣、警察用航空機の広域運用、道路障害のある局地的な実態把握のための二輪車の活用を図るほか、道路管理者と連携し、災害の規模、被害状況等に加え、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報についても迅速かつ正確な情報収集に努めるものとする。

(イ) 情報収集に当たっての留意事項

- a 緊急交通路に指定が予定されている道路の状況について、橋梁部を中心に、通行に支障がないか優先的に確認すること。
- b 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長（交通部高速道路交通警察隊長を含む。イの（イ）及び第5の4において同じ。）による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者や車両の安全を確保しつつ、道路管理者との緊密な連携の下、迅速に道路状況を確認するなど道路情報

の収集を行うこと。

イ 緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整

(ア) 交通規制の実施に係る措置

警備本部長は、災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定や検問体制に係る関係都道府県警察及び道路管理者との連絡及び調整を開始するものとする。

特に、災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制を実施した場合には、災対法施行令第32条第3項の規定に基づき、関係する公安委員会に対して、その内容を速やかに通知する必要があるほか、災対法第76条第2項の規定により、交通規制の内容等を広報し、それぞれの区域に在る者に対して周知を図る必要があることから、関係都道府県警察との連携に漏れがないようにすること。

なお、被害が広範にわたり、複数の都道府県をまたぐ緊急交通路を指定する必要がある場合等においては、警察庁が被災地及びその周辺の状況に関する情報を集約した上で、都道府県警察が実施すべき交通規制について、指導及び調整を行うこととなるので留意すること。

(イ) 交通規制が行われていない場合の措置

災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制が行われていない場合においても、周辺の都道府県警察等と緊密に連絡及び調整を行うとともに、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示によって迅速に被災区域への車両の流入抑制を図ること。

(3) 第一局面（大規模災害発生直後）

ア 交通規制の内容

(ア) 緊急交通路の通行を認める車両

緊急通行路の通行を認める車両は、次に掲げる車両に限るものとし、その他の車両の通行は、原則として禁止するものとする。

a 緊急通行車両

b 規制除外車両のうち、自衛隊車両等であって特別の自動車番号標を有しているもの

c 規制除外車両のうち、緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領の制定について(令和5年8月例規第23号。以下「事務手続要領」という。)第3に定める事前届出(以下「事前届出」という。)の対象とするもの

(イ) 交通規制を実施する区間を指定する場合の留意事項

大規模災害が発生した直後においては正確な被害状況の把握は困難であることから、緊急交通路として交通規制を実施する区間を広範囲に指定した上で、道路の復旧状況に応じた交通容量、交通量等により適宜縮小するものとする。

イ 広報

全国で一斉に効果的な広報を行うために、事前に広報文や発表時間を警察庁と連絡及び調整を行った上で、交通規制の開始日時、緊急交通路の範囲、緊急通行車両や規制除外車両であることの標章の掲示のない一般車両の通行は禁止されること等について、広報するものとする。

なお、道路の損壊状況、緊急交通路の指定の必要性、う回路の情報も積極的に提供し、交通規制に対する住民の理解を得るよう努めること。

ウ 交通規制の方法

(ア) 標示を設置して行う場合

通行禁止区域等（災対法第76条第2項に定めるものをいう。第5の1において同じ。）の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第5条に規定する車両通行止めの標示を設置し、車両の運転者に対して緊急交通路における交通規制の内容を周知すること。

(イ) 現場の警察官の指示により行う場合

緊急を要するため（ア）の標示を設置するいとまがないとき又は標示を設置して行うことが困難であるときは、警察官の現場における指示により規制を行うこと。

(ウ) 交通検問所の設置

緊急交通路の指定に併せて、緊急通行車両及び規制除外車両を選別するための交通検問所を設置すること。

また、設置した交通検問所の位置については、指定行政機関等（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者をいう。）への周知に努めること。

エ う回路対策

交通班長等は、道路管理者と幹線道路の共同点検を実施し、危険箇所がないことを確認した上で、う回路の設定及び誘導を実施するものとする。この場合において、必要に応じて交通要点に警察官等を配置すること。

なお、信号機の倒壊や停電による滅灯等がある場合は、速やかにその状況を把握し、警察官等の配置、信号機電源付加装置による電源の回復又は一時停止の交通規制の実施等により対応すること。

- (4) 第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）

緊急交通路の交通量や道路状況、他の道路の交通容量、被災及び復旧の状況被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度及び重要度を考慮しつつ、交通規制の対象から、規制除外車両のうち事前届出の対象としないものを除外する。また、交通容量に余裕が見られる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等を一律に除外するなど、順次、遅滞なく交通規制の対象を縮小する。

なお、これらの規制除外車両の範囲の拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、個別に警察庁が調整することとなるので留意すること。

- (5) 緊急交通路の指定の解除

緊急交通路の指定に伴う交通規制は、必要最小限であるべきことから、災害被害の復旧状況、社会からの要請等を踏まえて、緊急交通路の指定を解除すること。

複数の都道府県をまたぐ緊急交通路の指定を解除する場合は、警察庁が指導及び調整を行うこととなるので留意すること。

3 広域緊急援助隊（交通部隊）の運用等

交通班長等は、災対法第76条第1項に基づく通行禁止等の交通規制が行われた場合において、広域緊急援助隊が使用する車両については、事務手続要領に基づいて措置すること。

第3 緊急通行車両及び規制除外車両に対する確認手続

交通班長等は、災対法第76条第1項に基づく通行禁止等の交通規制が行われた場合は、緊急通行車両又は規制除外車両として使用される車両について、事務手続要領に基づいて措置すること。

なお、緊急通行車両の確認手続並びに緊急通行車両確認証明書及び標章の交付は、知事も行うことができることから、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）は、あらかじめ当該手続等について知事部局と必要な調整を図っておくこと。

第4 駐車に関する指示

災対法に基づく交通規制が行われた場合において、交通規制の現場にある警察官（以下「現場警察官」という。）は、交通上危険な場所や災害応急活動の妨害となることが予想される場所（消防用の機械器具の置場、消火栓、火災報知機の付近等）等に駐車し、又は駐車しようとしている車両の運転者に対し、他の場所に駐車するよう指

示すること。

第5 強制排除措置

1 措置命令

現場警察官は、災対法による交通規制が実施された場合において、通行禁止区域等で車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動するよう命じる等必要な措置を講じること。

2 自らとる措置

現場警察官は、1の場合において、措置命令を受けた者が命令に従わないときや、占有者等が現場にいないため命令をすることができないときは、自らが必要な措置をとるものとし、写真撮影等により当該措置の状況を明らかにしておくものとする。

3 破損行為

2の場合において、現場警察官は、災対法の規定に基づき、当該措置をとるため必要があるときは、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができ、これにより生じた損失（社会通念上の一般的に生ずる損失をいう。）については、県が負担することとされている。

なお、破損の程度については、例えば、路上に放置された緊急通行車両の通行の妨害になっている車両を移動する必要がある場合に、サイド・ブレーキを解除するために当該車両の側面ガラスを割る、車両を押して移動する際にバンパーがへこむ等のことが一般的には想定される。

4 自ら措置をとった場合の報告等

- (1) 現場警察官は、2に定めるところにより自ら必要な措置をとった場合は、当該措置をとった場所を管轄する警察署長に、その日時、場所、措置をとった者の所属及び氏名、措置に係る物件の占有者等の住所及び氏名（車両については登録（車両）番号）、措置の内容（破損の有無及び破損状況を含む。）、措置をとった場所の前後の状況等について、当該措置の状況を撮影した写真、フィルム又は画像用外部記録媒体を添えて、文書により報告しなければならない。
- (2) (1)の報告を受理した警察署長は、速やかに措置実施報告書（別記様式）により、交通規制課長を経由して警察本部長に報告すること。
- (3) 自衛官又は消防吏員が、災対法第76条の3第3項及び第4項の規定に基づき2に定める措置を行った場合は、当該措置を行った場所を管轄する警察署長に通知がなされることから、通知を受けた警察署長は、(2)に準じて報告すること。

第6 その他法令に基づく緊急交通路等の取扱い

この要領の内容は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)の規定に基づく緊急交通路の指定等に係る事務においても同様とする。

(別記様式省略)